

8 保険料の決まり方と納め方

65歳以上の人の保険料の決まり方

●保険料は基準額をもとに決められます

65歳以上の人の保険料は、市町村ごとの被保険者が利用するサービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて決まります。

保険料額は、本人と世帯員の住民税課税状況や本人の前年中の所得などに応じて、段階別に決められ、長岡市の場合は14段階に分かれています。

基準額の決まり方

サービスにかかる
費用



65歳以上の人の
負担割合23%



65歳以上の
人数



基準額(年額)
75,696円

●第9期(令和6年度～令和8年度)の保険料

保険料段階	保 険 料 段 階 区 分		年間保険料額(100円未満四捨五入)	
第1段階	- 生活保護受給者 - 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 - 世帯全員が住民税非課税で本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が82.65万円以下		基準額×0.285	21,600円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485	36,700円
第3段階		本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が120万円超	基準額×0.685	51,900円
第4段階	本人が 住民税非課税で	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が82.65万円以下	基準額×0.85	64,300円
第5段階	世帯員が 住民税課税	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額が82.65万円超	基準額×1.00	75,700円
第6段階	本人が 住民税課税	本人の「合計所得金額」が80万円未満	基準額×1.15	87,100円
第7段階		本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満	基準額×1.20	90,800円
第8段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上200万円未満	基準額×1.30	98,400円
第9段階		本人の「合計所得金額」が200万円以上250万円未満	基準額×1.50	113,500円
第10段階		本人の「合計所得金額」が250万円以上350万円未満	基準額×1.70	128,700円
第11段階		本人の「合計所得金額」が350万円以上500万円未満	基準額×1.90	143,800円
第12段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上600万円未満	基準額×2.10	159,000円
第13段階		本人の「合計所得金額」が600万円以上800万円未満	基準額×2.30	174,100円
第14段階		本人の「合計所得金額」が800万円以上	基準額×2.50	189,200円

※「課税年金収入額」とは、老齢基礎年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等の収入金額をいいます。

※「合計所得金額」とは、税法上の用語で収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、所得控除(扶養控除、医療費控除等)、特別控除、譲渡損失等の繰越控除前の金額をいいます。ただし、介護保険料の段階判定においては、【合計所得金額－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(住民税非課税者のみ)】の金額から判定します。

※令和7年度税制改正の影響により、令和8年度の住民税の合計所得金額とは異なる場合や、住民税が非課税であっても介護保険料の保険料段階の判定上は課税とみなす場合があります。

保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

保険料の納め方は受給している年金の金額などによって、年金から納める「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」の2通りに分かります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金支払月(2か月に1度)に、年金から納付します。

※手続きは必要ありません。

次の場合、納付方法が変更になることがあります。

- 年度の途中で保険料段階が変更になった場合
- 年金が中止された場合 など

普通徴収

- 年金が年額18万円未満の人
- 65歳になったばかりの人
- 他市町村から転入してきたばかりの人など

①送付される納付書により、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納めてください。

※「PayPay」「楽天ペイ」等のスマートフォン決済アプリから納付も可能です。

②口座振替を希望される人は、「口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。

口座振替の申込み方法

- 手続きするところ…金融機関の窓口
- 持っていくもの…通帳、通帳届出印

◇◆納付方法が変更になる人には、事前にお知らせします◆◇

40歳～64歳の人の保険料

40歳～64歳の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

決まり方

国民健康保険に加入している人



世帯ごとに40歳～64歳の人の所得や加入者数などに応じて決まります。

職場の健康保険に加入している人



健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

納め方

介護分の保険料を医療分等と合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

介護分の保険料を医療分等と合わせて、給与から差引きされます。
なお、40歳～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

介護保険

Q&A

Q

サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか。

A

納付いただいた保険料は、サービスをまかなう大切な財源となっていますので、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。

介護保険は、助け合いの精神に基づく社会保険ですので、どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。



保険料を納めないでいると？

特別な理由がなく保険料を納めない場合、サービスを利用するときに保険からの支払いが次の点で不利になります。保険料は必ず納めてください。

【1年以上滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更
(償還払いへの変更)

利用したサービス費用の全額をいったんサービス提供事業者を支払っていただき、後日、本人の請求により保険給付分が支給されます。

【1年6か月以上滞納した場合】

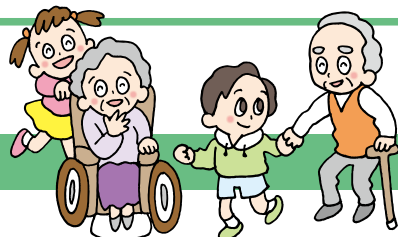
- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額を滞納保険料に充当

市から払い戻されるはずの保険給付分の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。また、滞納が続く場合は、差し止め額を滞納保険料に充てる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費などの支給停止

納期限から一定期間を過ぎると保険料が納められなくなります。
保険料の未納期間に応じて、利用者負担が引き上げられます。高額介護サービス費等も支給されません。



保険料の減免(軽減)制度



介護保険料の支払いが困難な人には、次のような軽減制度があります。

制 度	概 要
介護保険料の減免	以下の条件に該当した場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。 ・災害で著しい損害を受けたときや失業などで収入が一時的に著しく減少し、保険料の納付が困難な場合 ・令和7年度住民税非課税で、7年度税制改正に伴い令和8年度も住民税非課税となるよう給与等の就労調整を行い、条件に当てはまる場合
介護保険料の特別軽減 (生活困窮者軽減)	保険料段階が第2段階または第3段階で、収入金額が一定基準以下などの条件を満たす人については、申請により保険料の特別軽減が受けられます。